コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE

2024年9月20日

リガク・ホールディングス株式会社
代表取締役社長　川上 潤
問合せ先：グローバルファイナンス IR 担当　03-5321-7079
証券コード：268A
https://rigaku-holdings.com

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ．コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

１．基本的な考え方

当社グループは、「科学技術の進歩を通して人類社会の発展に貢献する」を創業以来の企業理念としています。

また、顧客・ビジネスパートナー、仲間（従業員）、地域社会、株主その他のステークホルダーから信頼を得て良好で円滑な関係を維持しつつ、様々な社会課題の解決に取り組むことが、持続可能な社会の実現につながり、ひいては中長期的な企業価値の向上に資すると考え、そのための行動準則として「Mission/Vision/Values」及び「リガク・グループ行動規範」を定めています。

当社グループは、この企業理念・行動準則に則り、持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上を図る観点から、次の基本的な考え方に沿って意思決定の透明性・公正性を確保するとともに、保有する経営資源を有効に活用し、実効性のあるコーポレート・ガバナンス体制の構築に努めます。

①様々なステークホルダーの利益を考慮し、ステークホルダーと適切に協働すること
②株主の権利を尊重し、平等性を確保すること
③会社情報を適切に開示し、透明性を確保すること
④取締役会等が受託者責任・説明責任を踏まえ、求められている役割・責務を適切に果たすこと
⑤中長期的な投資方針を有する株主との間で建設的な対話を行うこと

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

［原則１－４：政策保有株式］

１．株式の政策保有に関する方針

当社グループは、原則として政策保有株式を保有いたしません。ただし、当社グループの持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上に資するため、重要な取引先との長期的・安定的な相互協力関係の構築・強化や、当社グループの競争力・収益力の向上を図るため必要と判断する場合、例外的に保有することがあります。その場合においても、取締役会での検証の結果、中長期的な

経済合理性・将来見通しが認められず政策保有に関する方針と整合しないと判断された株式については、適宜・適切に売却するよう努めます。

２．政策保有株式にかかる検証の内容

当社は、年に１回取締役会において、個別の政策保有株式について政策保有の意義を検証いたします。

３．議決権の行使

政策保有株式の議決権の行使については、投資先とのコミュニケーションの重要な手段の一つであると認識しております。そのため、議決権行使にあたっては、株式保有率の高い会社に対する議決権行使については取締役会が、株式保有率の低い会社に対する議決権行使については経営会議や主管部署が、当社と投資先との中長期的な企業価値の向上の観点を踏まえて判断し、適切に行使いたします。

[原則１－７：関連当事者間の取引]

当社は、会社法の規定に基づき、取締役の利益相反取引について、取締役会の事前承認を要し、取引を行ったときは取締役会への報告を要することとしています。また、取締役を含む関連当事者との取引についても、関連当事者取引管理規程を定めて、役員等に対して毎年関連当事者の該当者調査を実施するとともに、関連当事者との取引を行う場合は取締役会の事前承認を要し、取引を行ったときは取締役会への報告を要するなど、取締役会で取引の合理性や手続きの適正性を検証することとしています。

[補充原則２－４①：中核人材の登用等における多様性の確保]

当社は、ダイバーシティ推進プログラムに基づき、外部講師を招いた講演会の開催、セミナーや研修の実施、当社グループ外ネットワークへの幹部職員や管理職の派遣などに取り組んでおります。

多様性の確保についての「考え方」、「自主的かつ測定可能な目標」、「人材育成方針」、「社内環境整備方針」は、今後その実施状況を踏まえて、当社ウェブサイトにて開示する予定です。

[原則２－６：企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮]

当社は企業型確定拠出年金制度の１つである「選択制確定拠出年金」を採用しており、その管理は外部の運用会社へ委託しております。従業員は評価や職能ごとにポイントを付与され、ポイントに応じた金額を給与として受領、もしくは確定拠出年金として積み立て、運用しております。

企業型確定拠出年金制度では、会社は退職金給付債務を負わず、拠出金の運用は加入者自らが行いますので、会社には運用のリスクがありません。

[原則３－１：情報開示の充実]

（ｉ）会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画

当社は、経営理念や行動指針である「Mission/Vision/Values」や中期経営計画を当社ウェブサ

イト、決算説明資料又は統合報告書等にて開示する予定です。

（ⅱ）コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書Ⅰ.－１.「基本的な考え方」をご参照ください。

（ⅲ）取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

本報告書Ⅱ.－１.「取締役報酬関係」の「報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照ください。

（ⅳ）取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社は適正かつ透明性のある評価を行うために任意の指名評価報酬委員会を設置しております。取締役会は、会社業績に責任を負うべき CEO をはじめとする取締役、執行役員等の選解任にあたり、指名評価報酬委員会へ諮問し、その答申を踏まえた上で、取締役会にて十分に協議し適切に決定しております。

（ⅴ）取締役会が上記（ⅳ）を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

取締役候補者及び監査役候補者について、株主総会参考書類において経歴その他の事項を開示し、これと合わせてそれぞれの推薦の理由を開示する予定です。

[補充原則３－１③：サステナビリティについての取組み等]

当社の取締役会は、サステナビリティに関する取組みについて、顧客をはじめとした多様なステークホルダーと共存するうえで、またリスクの減少のみならず、収益機会にもつながるものとして、重要な経営課題であると考えております。

気候変動に係るリスクへの取組みとして、当社は、2023 年にカーボンディスクロージャープロジェクト（CDP）から初期評価を得るとともに、Scope３の CO2 排出量の算定に着手しております。また、TCFD による提言に賛同し、関連情報の開示に向けた取組みを行っております。

人的資本への投資では、当社は、ダイバーシティ推進をリガクの経営戦略の一つとして位置付け、人財の多様化をいっそう進め、組織の活性化、持続的改革の原動力とするため、ダイバーシティ推進プログラムを実施しております。

また、知的財産への投資では、当社は、これを統括する専門組織を設置し、当社グループの研究開発活動の成果であるその独自技術に関する知的財産権の保護、管理及び活用により当該独自技術の知的財産権の確実な保全を図る一方、先進的な研究に取り組む国内外の大学・研究機関や独創的な技術力を有する企業との提携、あるいはそれらの M&A を通じて、当社グループの技術力を強化するオープン・イノベーションを積極的に推進しております。

当社のサステナビリティに関する取組みにつきましては、当社ウェブサイトで公開しております。TCFD に関する情報開示につきましては、統合報告書にて開示予定です。

（サステナビリティ：https://rigaku-holdings.com/sustainability）

[補充原則４－１①：取締役会の経営陣に対する委任の範囲]

当社は、「取締役会規程」を制定し、法令等に準拠して取締役会で審議する内容を取締役会に付議すべき事項として定めております。また、「職務権限規程」を定め、経営陣が執行できる範囲を明確にしており、組織変更等に応じて、常に見直しがなされる仕組みを構築しております。

取締役会は原則毎月１回開催し、会社の重要な業務執行の決定を行うとともに業績の進捗についても論議し対策等を検討しております。

［原則４－９：独立社外取締役の独立性判断基準及び資質］

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に基づき、一般株主と利益相反が発生するおそれが無い人物であること並びに取締役会への貢献が期待できる人物であることを、独立社外取締役の候補者選定基準としております。かかる独立社外取締役の独立性判断基準の開示についても、これを予定しております。

［補充原則４－10①：任意の仕組みの活用］

当社は、役員指名･選任及び役員報酬に関する決定プロセスの透明性･公正性ならびに決定内容の適正性を確保するため、取締役会の任意の諮問機関として委員の過半数が独立社外取締役により構成される指名評価報酬委員会を設置しております。当社の取締役会は、指名評価報酬委員会の答申に基づき、多様性や各取締役のスキルなどを十分に配慮・検討した上で、役員指名･選任に関する事項を決定しております。なお、役員報酬に関する事項については、取締役会から指名評価報酬委員会にその決定が委任されております。

指名評価報酬委員会においては、十分に審議を行った上で、取締役会への答申又はその委任に基づく決定を行うこととしており、同委員会は、役員指名･選任及び役員報酬という重要事項の決定プロセスにおいて、独立社外取締役による客観的かつ株主視点からの適切な助言･関与を受けております。

［補充原則４－11①：取締役会の全体としての知識・経験・能力等に関する考え方］

取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模については、業務執行の監視・監督をより強化し、中長期的に企業価値を高める戦略や方針を決める議論を活発化させるために、常に最適化すべきであると考えています。

当社の取締役会は、任意の指名評価報酬委員会へ諮問し、その答申を踏まえた上で、取締役会にて、十分に協議し適切に決定しております。事業展開や当社を取り巻く経営環境等を考慮し、幅広い業界から企業経営経験者などを中心に、女性取締役を含め様々な経歴を持つ社外取締役を選任しており、多様性のある構成としています。

当社は、会社経営の観点から、取締役会における充実した議論による重要な業務執行の意思決定及び適切な業務執行の監督・監査機能をバランス良く発揮するため、当社の取締役会にとって重要と考える知見･経験を定め、これらの知見･経験を適切に有している方を役員候補者として指名します。

なお、上記の知見・経験については、外部環境や会社の状況を踏まえ、適宜見直しを図っていきます。

各取締役・監査役が有している知見・経験については、スキルマトリックスを作成し、株主総会招集通知において開示する方針です。

また、取締役の選任に関する方針・手続は、上記「原則３－１ 情報開示の充実」の「(iv) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続」に記載したとおりです。

[補充原則４－11②：取締役・監査役の他の上場会社役員の兼任状況]

当社では、取締役及び監査役を、上記「原則３－１ 情報開示の充実」の「(iv) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続」に基づき、当社の取締役または監査役としての職務を誠実に遂行するために必要な時間を確保できる者を選任しております。

なお、取締役及び監査役の兼任状況は、株主総会招集通知及び有価証券報告書等に記載しております。

[補充原則４－11③：取締役会全体の実効性についての分析・評価]

当社は、取締役会の実効性について外部機関による分析・評価を受けることとしており、抽出された課題や各取締役・監査役からの意見・提言を踏まえ、取締役会の機能向上を図ってまいります。

取締役会全体の実効性についての分析・評価については、当社ウェブサイトにて公開する方針です。

[補充原則４－14②：取締役・監査役に対するトレーニングの方針]

当社は、当社取締役及び監査役が、その役割・責務を十分に果たすために必要なトレーニングの機会を継続的に提供することを基本方針としております。かかる取締役及び監査役へのトレーニング機会の提供に関する基本方針の開示についても、これを予定しております。

[原則５－１：株主との建設的な対話に関する方針]

当社では、IR 責任者として CFO を指定し、株主や投資家に対して毎四半期の決算説明会を実施するとともに、個別及びスモールミーティング等を適宜実施いたします。

また、株主との対話に関する基本方針・取組み概要等については当社ウェブサイトにて開示する予定です。

２．資本構成

外国人株式保有比率	30%以上

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
Atom Investment, L.P.	175,612,200	77.96
志村　晶	47,083,400	20.90
リガクグループ従業員持株会	1,662,400	0.74
池田　俊幸	78,600	0.03
林　利昭	78,600	0.03
川上　潤	72,400	0.03
長戸　孝司	72,000	0.03
和田　高広	70,000	0.03
渡邉　好章	66,800	0.03
真田　佳幸	60,000	0.03

支配株主（親会社を除く）名	Atom Investment, L.P.

親会社名	―
親会社の上場取引所	―

補足説明

―

3．企業属性

上場予定市場区分	プライム市場
決算期	12 月
業種	精密機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000 人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100 億円以上 1000 億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10 社以上 50 社未満

4．支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は支配株主を有する会社に該当しますが、現時点では取締役会において独立性を有する社外取締役の員数は４名となっており、過半数となっておりません。当社の支配株主はファンドという特性上、営業取引が発生することはありませんが、支配株主と少数株主との利益が相反する重要な取引・行為がある場合には、独立社外取締役を含む独立性を有する者で構成された特別委員会を設置いたします。

５．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、企業理念を定め、支配株主からの独立性を維持・確保しつつ、業務の適正の確保に努めます。

Ⅱ．経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

１．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名以内
定款上の取締役の任期	1 年以内
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係（１）

氏名	属性	会社との関係（※１）									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
富岡　隆臣	他の会社の出身者											○
廣瀬　光雄	他の会社の出身者								△			
ANDREA KNOBLICH	他の会社の出身者											
田口　倫彰	他の会社の出身者											
江端　貴子	他の会社の出身者											

※１　会社との関係についての選択項目

a. 上場会社又はその子会社の業務執行者

b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h.上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k.その他

会社との関係（2）

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
富岡　隆臣		同氏は当社の大株主であるカーライルからの派遣役員であり、独立役員として指定しておりません。	当社株式の 77.96％を保有する大株主である Atom Investment, L.P.はカーライルがその持分の全てを保有・運用しており、同氏はカーライルに属するカーライル・ジャパン・エルエルシーの日本共同代表兼マネージング・ディレクターでありますが、取締役個人と当社が直接利害関係を有するものではありません。同氏は、数社の事業運営に携わっており、高度な知見・経験を有しております。 また、投資案件やアライアンス事業に携わり経営指導及び管理の経験も豊富であるため、当社の経営戦略の適正化に貢献いただけることを期待して社外取締役として選任しております。
廣瀬　光雄	○	2021 年に同氏が経営する会社（マベリックトランスナショナル社）との間で業務委託契約を締結しました。同取引は 2021 年中に終了しており、現在、同社との取引関係はありません。	大日本印刷（株）米国子会社、ジョンソンエンドジョンソン（株）他の優良企業における代表取締役社長としての長年の経営経験、ならびに社外取締役として数々の大手企業の経営を監視、監督してきた同氏を 2021 年 6 月に選任しました。 また、同氏は株式会社東京証券取引所が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。なお、同氏はカーライル・ジャパン・エルエルシーとオペレーティング・エグゼクティブ契約を結ばれていましたが、2023 年 3 月に契約を終了されています。

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
ANDREA KNOBLICH	○	―	The Bank of New York Mellon Corporation の Director & APAC COO としての経営経験と海外経験を持たれる同氏を 2021 年 6 月に選任しました。 また、同氏は株式会社東京証券取引所が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。
田口　倫彰	○	―	日本テキサスインスツルメンツ合同会社代表取締役としての経営経験、半導体業界の製品・技術・市場について豊富な知識をもたれる同氏を 2023 年 9 月に選任しました。 また、同氏は株式会社東京証券取引所が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。
江端　貴子	○	―	数々の優良企業におけるビジネスコンサルティング、ファイナンス及びマーケティング、また衆議院議員、東京大学特任准教授、政策渉外など、幅広い知見とネットワークをお持ちの同氏を 2023 年 9 月に選任しました。 また、同氏は株式会社東京証券取引所が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成及び委員長（議長）の属性

指名委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称			指名評価報酬委員会			
全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社内有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
5	0	1	4	―	―	社外取締役

報酬委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称	指名評価報酬委員会

全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社内有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
5	0	1	4	—	—	社外取締役

補足説明

当社は、役員指名･選任及び役員報酬に関する決定プロセスの透明性･公正性ならびに決定内容の適正性を確保するため、取締役会の任意の諮問機関として委員の過半数が独立社外取締役により構成される指名評価報酬委員会を設置しております。指名評価報酬委員会は、指名委員会及び報酬委員会双方の機能を担っております。当社の取締役会は、指名評価報酬委員会の答申に基づき、多様性や各取締役のスキルなどを十分に配慮・検討した上で、役員指名･選任に関する事項を決定しております。なお、役員報酬に関する事項については、取締役会から指名評価報酬委員会にその決定が委任されております。

指名評価報酬委員会においては、十分に審議を行った上で、取締役会への答申又はその委任に基づく決定を行うこととしており、同委員会は、役員指名･選任及び役員報酬という重要事項の決定プロセスにおいて、客観的かつ株主視点からの適切な助言･関与を受けております。

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名以内
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、業務監査室より定期的な報告を受け、意見交換等を行うことで緊密な相互連携を図り、監査の実効性・有効性の強化に努めております。また、監査役、業務監査室長、会計監査人による定期会合を開催している他、必要に応じて三者間で情報交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係（1）

氏名	属性	会社との関係（※1）												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
磯貝　龍太	他の会社の出身者													

松尾　知良	他の会社の出身者													
神澤　裕	他の会社の出身者													

※1　会社との関係についての選択項目

a. 上場会社又はその子会社の業務執行者

b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d. 上場会社の親会社の監査役

e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j. 上場会社の取引先（f、g 及び h のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m. その他

会社との関係（2）

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
磯貝　龍太	○	―	長銀システム開発株式会社（現　新生インフォメーション・テクノロジー株式会社）、イーバンク銀行株式会社（現　楽天銀行株式会社）、アーサー・アンダーセン・コンサルティング（現　アクセンチュア株式会社）、野村證券株式会社においてリスク管理、コンプライアンス、監査業務、情報システム業務に従事してきた同氏を 2023 年 11 月に選任しました。 また、同氏は株式会社東京証券取引所が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。
松尾　知良	○	―	株式会社三菱 UFJ 銀行ならびに三菱 UFJ モルガンスタンレー証券株式会社において上場審査、リスク管理など内部統制の整備運営に従事してきた同氏を 2023 年 9 月に選任しました。 また、同氏は株式会社東京証券取引所が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれ

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
			はないと判断し、独立役員に指定しております。
神澤　裕	○	―	ヒューマンフロンティア株式会社における代表取締役社長としての経営経験、ヒューマン・アソシエイツ・ホールティングスにおける取締役（監査等委員）としての経営監視監督経験を持たれる同氏を 2021 年 3 月に選任しました。 また、同氏は株式会社東京証券取引所が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	7 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員全員を独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、取締役の業績に対するインセンティブを一層高め、当社の企業価値の継続的な向上を図るため、適宜、非金銭報酬等として取締役に対するストックオプションを付与する場合があります。その場合には、指名評価報酬委員会の答申に基づき、取締役会決議及び株主総会決議によって詳細を決定します。常勤取締役の報酬は、固定報酬と業績連動報酬ならびにストックオプションで構成されております。総報酬水準は役割の重さや市場ベンチマークを勘案して設定しております。業績連動報酬は目標達成した場合の水準（オンターゲット水準）を設定したうえで、売上・利益等の業績指標（連結・部門）に基づいて変動します。ストックオプションの行使価格は付与時点での株式評価額（外部委託）、付与オプション数は各自の役割の重さを勘案して設定しております。非常勤取締役の報酬は、勤務形態を勘案した固定報酬と株式インセンティブとしてのストックオプションのみで構成されております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、社外監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

業績に対するインセンティブを一層高め、当社の企業価値の継続的な向上を図るため、適宜、非金

銭報酬等として役員や執行役員等の経営幹部にストックオプションを付与する場合があります。その場合には、指名評価報酬委員会の答申に基づき、取締役会決議及び株主総会決議によって詳細を決定しております。

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が１億円以上である者が存在しないため、報酬の個別開示は行っておりません。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、コーポレート・ガバナンス強化の観点から、取締役の報酬の妥当性と決定プロセスの透明性を担保するため、取締役会の諮問機関として指名評価報酬委員会を設置しており、その委員は取締役会が選定し、議長は独立社外取締役が務め、委員の過半数は独立社外取締役で構成されております。取締役の個別報酬は、取締役会の委任を受けた指名評価報酬委員会が決定しております。当事業年度においても、指名評価報酬委員会において上記基本方針に基づいて決定したものです。なお、各監査役の個別の報酬については、監査役会の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は、取締役会事務局が取締役会資料の確認を事前に行っており、事前の資料共有の時点で不足する資料について、取締役は必要に応じて情報の提供を求めております。また、取締役については、取締役会事務局が中心となり、その支援を行っております。さらに、監査役については、監査役会と内部監査部門の月次の会合等を通じて十分な情報提供を行う体制としています。なお、監査役会の職務を補助する専属の使用人１名を配属しております。

２．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(取締役会) 取締役会は、川上潤（代表取締役社長）を議長とし、渡邉好章（取締役副社長)、尾形潔（取締役副社長)、富岡隆臣（社外取締役(非常勤))、廣瀬光雄（独立社外取締役(非常勤))、ANDREA KNOBLICH（独立社外取締役(非常勤))、田口倫彰（独立社外取締役(非常勤))、江端貴子（独立社外取締役(非常勤)）の８名で構成され、監査役会からも磯貝龍太（社外監査役(常勤))、松尾知良（社外監査役(非常勤))、神澤裕（社外監査役(非常勤)）の３名が出席しております。取締役会は原則として毎月１回開催するとともに、必要に応じて随時開催しております。取締役会では、法令及び定款に定められた事項並びに重要な業務執行に関する事項を審議・決定するとともに、執行役員による職務執行を含む経営全般に対する監督を行っております。取締役会は、より広い見地からの意思決定と客観的な

業務執行の監督を行うため、８名の取締役のうち５名を社外取締役（うち４名を独立社外取締役）としております。

（監査役会）

監査役会は、磯貝龍太（社外監査役(常勤)）、松尾知良（社外監査役(非常勤)）、神澤裕（社外監査役(非常勤)）の３名で構成されております。監査役会は原則として毎月１回開催するとともに、必要に応じて随時開催しております。監査役会では、監査計画の策定、監査の進捗状況、監査結果の検討等、監査役相互の情報共有を図っております。また、監査役は、内部監査人及び会計監査人と定期的に会合を開催して情報共有を行い、相互に連携を図っております。監査役は、取締役会をはじめとした重要な会議に出席するほか、業務執行に関する重要な文書の閲覧、会計監査人からの報告等を通じて、取締役の職務執行を監査しております。

なお、監査役の万一の欠員に備えるため、補欠監査役１名を選任しております。

監査役の機能強化に関する取り組みとして、当社では、それまでの監査役２名の体制から 2023 年８月、９月及び 11 月に監査役各１名を追加で選任し、取締役会による業務執行の監査機能の強化を図っております。また、2024 年３月には独立社外監査役３名（なお、それまでの監査役５名のうち２名は同月に監査役を退任しております）から成る監査役会を設置しております。さらに、監査役会には、その職務を補助する専属の使用人１名を配属しております。

（経営会議）

経営会議は、取締役会への付議・報告事案に関する当該事案の担当執行役員から社長への事前説明及び当該事案に対して他の関係執行役員から意見を徴するため、社長の諮問機関として、社長のほか、副社長を含む当社執行役員（海外リージョンリーダーを除く）及び株式会社リガク執行役員で構成されております。原則として毎月１回開催するとともに、必要に応じて随時開催しております。

（指名評価報酬委員会）

当社は、役員人事・報酬に関する方針の明確化及び決定プロセスの透明性の確保のため、取締役会の諮問機関として、任意の指名評価報酬委員会を設置しております。指名評価報酬委員会は、田口倫彰（独立社外取締役(非常勤)）を委員長とし、川上潤（代表取締役社長）、富岡隆臣(社外取締役(非常勤))、廣瀬光雄（独立社外取締役(非常勤)）、及び ANDREA KNOBLICH（独立社外取締役(非常勤)）の５名（うち３名が独立社外取締役）で構成されます。原則として年に２回以上開催するとともに、必要に応じて随時開催しております。

（ESG 推進委員会）

当社の持続可能な成長を目的として、いくつかの ESG 関連活動を推進しており、それらの審議・承認・指導を行うために ESG 推進委員会を設置しております。ESG 推進委員会は、川上潤（代表取締役社長）を委員長とし、当社の取締役及び執行役員７名(渡邉好章、尾形潔、真田佳幸、三木晃彦、平

塚俊治、長戸孝司、山田千尋)、株式会社リガクの取締役及び執行役員６名(宮島孝行、大神田等、池下昭弘、若佐谷賢治、村上隆、佐藤真一)及び当社グループの役職員２名(株式会社リガク 品質保証部長 芹澤明彦、理学ロジスティクス株式会社 代表取締役社長 髙田義博)の 16 名で構成されており、四半期に一度の頻度で開催されております。また、ESG 推進委員会の下に ESG 推進プロジェクトがあり、同プロジェクトを通じて国内外のグループ会社に ESG 関連活動を展開しております。

（コンプライアンス委員会）

当社は、当社グループにおける法令遵守の徹底及び行動規範遵守の風土醸成を目的として、取締役会の諮問機関としてコンプライアンス委員会を設置しております。同委員会は、川上潤(代表取締役社長)を委員長、平塚俊治(グローバル人事担当役員)を副委員長とし、人事、法務、経理、情報システム、知的財産業務を担当する役員等の中から取締役会が選任した者（真田佳幸、三木晃彦、山田千尋、友光徹治、大澤暁）により構成されており、原則として年に２回の頻度で開催されております。

（リスク管理委員会）

当社は、当社グループの事業活動や経営成績に重要な影響を及ぼす可能性がある、市場動向や競争環境、購買や外注の安定性確保、法令や規制の遵守とその変更対応、製品の品質と安全、政治・経済・社会情勢、自然災害やパンデミック、人材確保と人権・労務対応、経理・財務・内部統制など、多岐にわたるリスクを全社的・統合的に管理するため、取締役会の諮問機関としてリスク管理委員会を設置しております。同委員会は、山田千尋（執行役員ジェネラルカウンセル）を委員長、長戸孝司（常務執行役員経営企画部長兼総務部長）を副委員長とし、当社の取締役及び執行役員５名(川上潤、渡邉好章、尾形潔、三木晃彦、平塚俊治)、株式会社リガクの執行役員１名(若佐谷賢治)の８名で構成されており、原則として年に２回の頻度で開催されております。

（業務監査室）

当社においては、業務監査室が内部監査機能を担っており、体制としては業務監査室長１名と内部監査担当者３名により、業務の問題抽出及び改善を主な業務として、各部門の業務監査を実施しております。内部監査にあたっては内部監査計画を策定し、当該計画に基づき各部門、各子会社を対象とした内部監査を実施し、より内部監査の実効性を高めるために、適宜監査役や、会計監査人との間で情報交換を行っております。内部監査の結果については、代表取締役社長へ都度報告を行った上で取締役会でも監査報告を行っており、監査指導事項の改善状況の確認を毎月行い、会社全体の法令遵守体制の整備及び業務活動の改善を促進しております。

（会計監査の状況）

(1) 監査法人の名称

PwC Japan 有限責任監査法人

(2) 継続監査期間

４年間

(3) 業務を執行した会計士の氏名

塩谷岳志

(4) 監査業務等に係る補助者の構成

公認会計士４名、その他５名

（責任限定契約）

当社は社外取締役及び社外監査役との間において、当社定款第 28 条第２項、第 37 条第２項の定めに基づき、会社法第 423 条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としております。

３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、重要な意思決定を担い、業務執行の監督機関である取締役会と、取締役会から独立した監査機関である監査役会から成る機関設計の下、取締役会による業務執行の監督と、取締役会から独立し、独任制の監査役で構成される監査役会による監査を通じて、経営の監督・監視機能がより高く発揮されることで、コーポレート・ガバナンスの実効性を担保することが可能となると判断し、監査役会設置会社を採用しております。

また、当社は適正かつ透明性のある評価を行うために任意の指名評価報酬委員会を設置しております。取締役会は、取締役、執行役員等の選解任にあたり、指名評価報酬委員会へ諮問し、その答申を踏まえた上で、取締役会にて十分に協議し適切に決定しております。

Ⅲ．株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

１．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社では、株主が総会議案の十分な検討期間を確保できるよう株主総会招集通知の早期発送に努める予定としております。また、取締役会決議等の諸手続き完了後、招集通知発送前に当社ウェブサイト及び東京証券取引所・適時開示情報閲覧サービスにて閲覧ができるよう開示を行います。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は 12 月決算であり、定時株主総会は毎年３月に開催していることから、集中日にはあたらないものと考えております。
電磁的方法による議決権の行使	2024 年 12 月期に係る定時株主総会より、議決権電子行使プラットフォームを採用する予定です。
議決権電子行使プラットフォームへ	2024 年 12 月期に係る定時株主総会より、議決権電子行使プラットフォームを採用する予定です。

の参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	
招集通知(要約)の英文での提供	株主総会招集通知、決算説明資料、株主通信、業績速報、統合報告書など、必要とされる開示情報の英語版を当社ウェブサイト等へ開示するなど、海外投資家への英語での情報提供の拡充に努めます。
その他	―

２．IR に関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	株主との対話に関する基本方針・取組み概要等については当社ウェブサイトにて開示する予定です。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向け説明会を実施する他、毎四半期の決算説明会、中期経営計画説明会、事業説明会、工場などの見学会、経営層とのスモールミーティング等を適時実施いたします。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	機関投資家への個別訪問を実施する他、毎四半期の決算説明会、中期経営計画説明会、事業説明会等を実施いたします。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外も含め機関投資家への個別訪問を実施する他、証券会社主催のカンファレンスに参加する等を通じて、対話の機会を設ける予定です。	あり
IR 資料をホームページ掲載	多くの株主への情報提供を目的に、当社ウェブサイト・統合報告書等を通じた情報開示も実施する予定です。	
IR に関する部署(担当者)の設置	CFO 傘下に IR 担当を設置しております。	
その他	―	
実施していない	―	

３．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダー	「Mission/Vision/Values」では、当社グループの事業成長と深く関わる「顧客」「仲間」「社会」「株主」の４つのステークホルダーに向けて、それぞれ次の

の立場の尊重について規定	ビジョンを明らかにしており、これらの実践により企業としての社会的責任を果たしてまいります。 「顧客」　私たちは、顧客の持続的な発展に貢献する製品・サービスの提供を約束します。 「仲間」　私たちは、グローバル・ワン・リガクで働くすべての人が、協力し、相互に働きやすい環境を作ることを約束します。 「社会」　私たちは、社会の一員として、持続可能な発展のために行動することを約束します。 「株主」　私たちは、すべての資源を活用し、継続的に企業価値を高めることを約束します。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社のサステナビリティに関する取組みにつきましては、当社ウェブサイトで公開しております。TCFDに関する情報開示につきましては、統合報告書にて開示予定です。 （サステナビリティ：https://rigaku-holdings.com/sustainability）
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示、5-1 株主との建設的な対話に関する方針】をご参照ください。
その他	―
実施していない	―

Ⅳ．内部統制システム等に関する事項

１．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

2023年4月27日付で当社取締役会は、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制」について、その整備に関する基本方針を決議し、これを2024年5月22日付で「内部統制システムの整備に関する基本方針」として以下のとおり改訂することを決議しております。

１．当社に関連する事項

(1) 取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 取締役、執行役員及び使用人が業務の遂行にあたり守るべき規準として「リガク・グループ行動規範」及び「行動規範」を取締役会の決議により採択し、これらを統括、運用するコンプライアンス委員会が、コンプライアンスの啓発・推進活動を実施する。

② 取締役会が採択した「リガク・グループ行動規範」及び「行動規範」並びにコンプライアンス委員会が実施するコンプライアンスに関する各種施策については、コンプライアンス担当役員を実務責任者とし、各部門のコンプライアンス担当者が当該各部門でのそれらの実施と浸透を主導する。

③ 取締役、執行役員及び使用人に対する各種法規制の周知徹底のため、所管部門が社内規程、ガイドライン等を整備する。

④ 反社会的勢力とは如何なる面でも一切の関係を持たないとの基本方針を、取締役、執行役員及び使用人に周知徹底するとともに、反社会的勢力への対応部署を設置し、警察等の外部機関との協力体制を維持強化する。

⑤ 法務部門等により、会社の事業活動につき遵法の指導、モニタリングを行い、コンプライアンスを強化する。

⑥ 内部通報制度を活用し、違法行為や倫理違反等に対して、社内で自浄作用を働かせ、不祥事の未然防止を図る。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 文書の作成、受発信、保管、保存及び廃棄に関する文書管理規程並びにその他の社内規程に基づき、取締役の職務の執行に係る情報を保存、管理する。

② 取締役及び監査役は、いつでもこれらの文書を閲覧できる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 取締役会や経営会議等において重要案件につき具体的な実行計画を慎重に審議し、事業リスクの排除、軽減を図る。

② 財務リスクには特に注意を払い、財務報告の正確性と信頼性を確保する観点から、関連する業務プロセスの特定とリスクの評価を行い、これらを文書化し、統制活動の実施状況を定期的に確認することにより、リスク管理を実効性あるものとする。

③ 多様化するリスクから企業を守り、社会からの信頼を維持するため、リスク全般を統括管理するリスク管理委員会及び各種のリスクに対応するための専門委員会を設置するとともに、各種社内規程を整備し、その遵守を図ることにより、リスク管理体制を構築する。

④ 内部監査部門による広範囲にわたる各種監査の実施や内部通報制度の活用により、リスクの早期発見、早期解決をはかる。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 執行役員制度の導入と執行役員で構成される社長の諮問機関たる経営会議の設置により、取締役会の決議による方針の下、事業活動における業務の迅速かつ柔軟な執行を促進する体制を確保する。

② 経営会議において重要案件につき社長及び執行役員が事前に審議し、取締役の迅速かつ適正な意思決定を促進する。

③ グループ中期経営計画の策定により経営方針と戦略目標を明確化し、各部門に周知徹底する。また、年間予算計画と月次予算管理により、業務遂行の進捗管理を行い、経営資源の

最適活用を図る体制を確保する。

2．当社及び子会社から成る企業集団に関連する事項

(1) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 「リガク・グループ行動規範」及び「行動規範」に基づき、当社グループにおけるコンプライアンスの啓発・推進活動を実施し、遵法・企業倫理意識を浸透させ、グループ共通の価値観としてこれを共有する。

② 「リガク・グループ行動規範」及び「行動規範」を統括、運用するコンプライアンス委員会が実施するコンプライアンスに関する各種施策については、当社グループ各社のコンプライアンス推進責任者とコンプライアンス担当者が当該各社でのそれらの実施と浸透を主導する。

③ 法務部門等により、当社グループの事業活動につき遵法の指導、モニタリングを行い、コンプライアンスを強化する。

④ 内部監査部門による広範囲にわたる各種監査の実施や内部通報制度の活用により、リスクの早期発見、早期解決を図る。

⑤ グループ中期経営計画の周知を通じて、経営方針と戦略目標の徹底を図り、当社グループ各社の事業活動の健全性及び効率性を確保する。

3．監査役に関連する事項

(1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助するための専任の使用人を配置する。

(2) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前号の使用人の人事評価及び人事異動については、監査役への事前相談を要する。

(3) 監査役の第１号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

第１号の使用人への指揮・命令は監査役が行うものとする。

(4) 取締役、執行役員及び使用人並びに子会社の取締役、執行役員及び使用人その他これらの者（以下「子会社の役職員等」という）から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

① 取締役は、会社に著しい影響を及ぼす事実が発生し又は発生する虞があるときは、監査役に速やかに報告する。

② 取締役と監査役との間であらかじめ報告すべき事項として協議決定する事項については、取締役、執行役員及び使用人並びに子会社の役職員等は監査役に適時に報告する。

③ 監査役は、各種会議その他の重要な会議に出席できる。

(5) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

通報者の異動、人事評価及び懲戒等において、通報の事実を考慮することを禁止し、その旨を取締役、執行役員及び使用人並びに子会社の役職員等に周知徹底する。

(6) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、かかる費用等又は債務が監査役の職務の執行に必要でない場合を除き、速やかに当該費用等又は債務を支払う。

(7) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 会社は、監査役が代表取締役社長及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換等を行うための機会を提供する。

② 監査役が効率的かつ効果的な監査を実施できるよう、監査役から要望を受けた事項について、会社は協力体制を整備する。

２．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

＜反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方＞

反社会的勢力による被害を防止するための基本原則を以下のとおりとし、これを社内に周知し実行しております。

(a) 取引関係を含めた一切の関係の遮断

(b) 対応する従業員の安全を確保するための組織全体での対応

(c) 外部専門機関との連携

(d) 裏取引や資金提供の不実施

(e) 不当要求に対しての法的対応

＜反社会的勢力排除に向けた整備状況＞

(a) 社内規程の整備状況

当社グループは、反社会的勢力排除に向けて、「リガク・グループ行動規範」、「コンプライアンス・プログラム」、「取引先コンプライアンスチェック実施要領」を定めております。

(b) 対応統括部署及び不当要求防止責任者

反社会的勢力への対応統括部署を法務・コンプライアンス部と定めており、法務・コンプライアンス部長が不当要求防止のための責任を負っています。

実際に不当要求などが生じた場合、法務・コンプライアンス部長は、社外の弁護士や暴力追放運動推進センターなどのアドバイスを得ながら、ジェネラルカウンセル及び社長に相談あるいは指示を仰いで対応に当たります。また、必要に応じてコンプライアンス委員会や取締役会への報告をタイムリーに行うこととしております。

Ⅴ．その他

１．買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし

該当項目に関する補足説明

―

２．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―

【模式図(参考資料)】

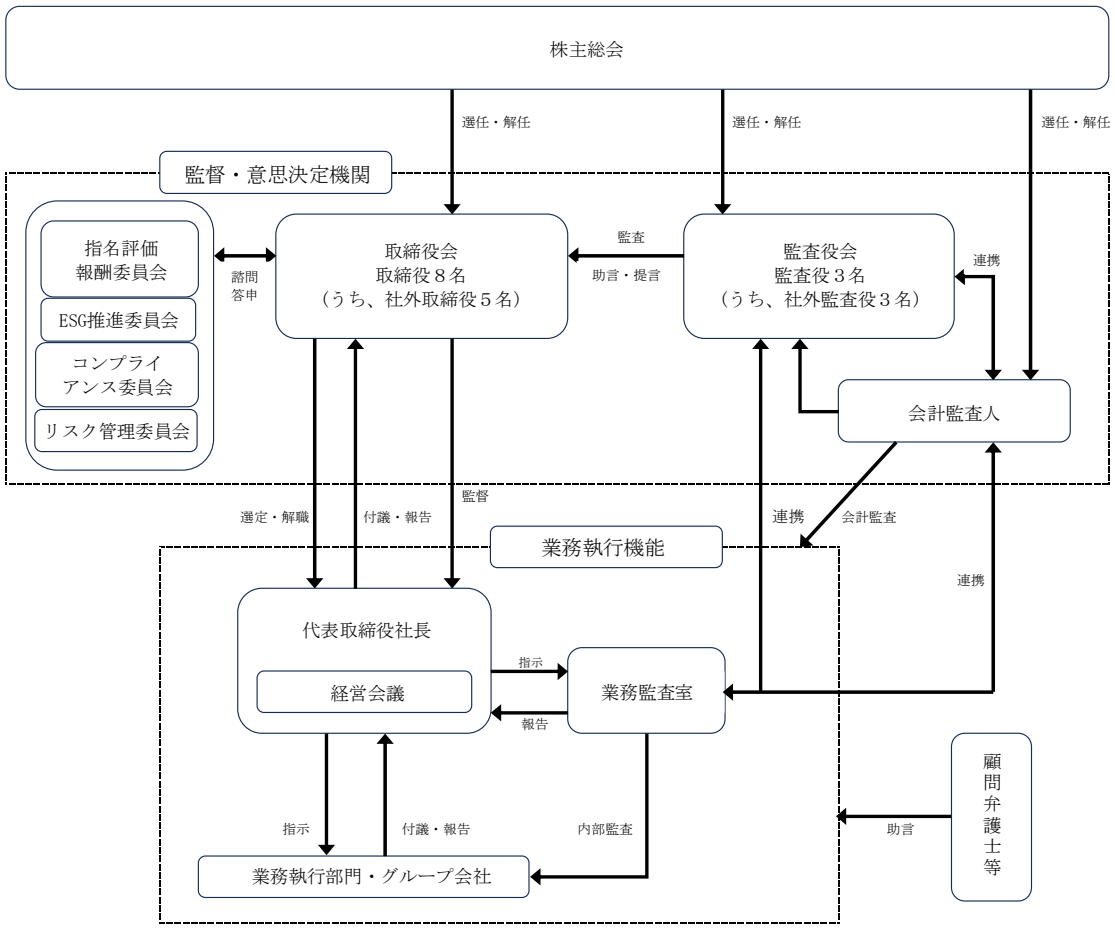

【適時開示体制の概要（模式図）】

＜決算情報（決算短信）＞

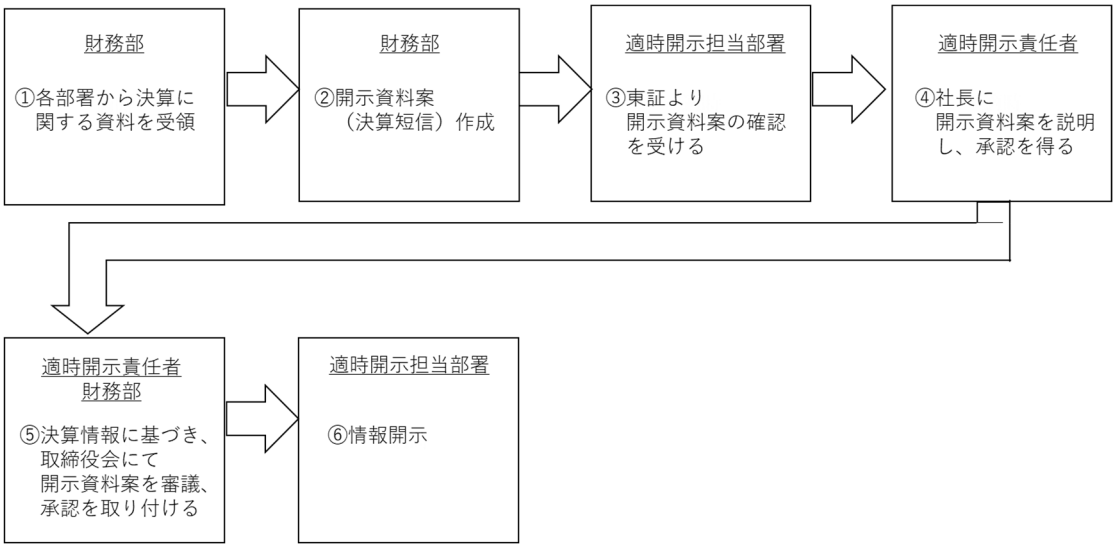

＜決定事実＞

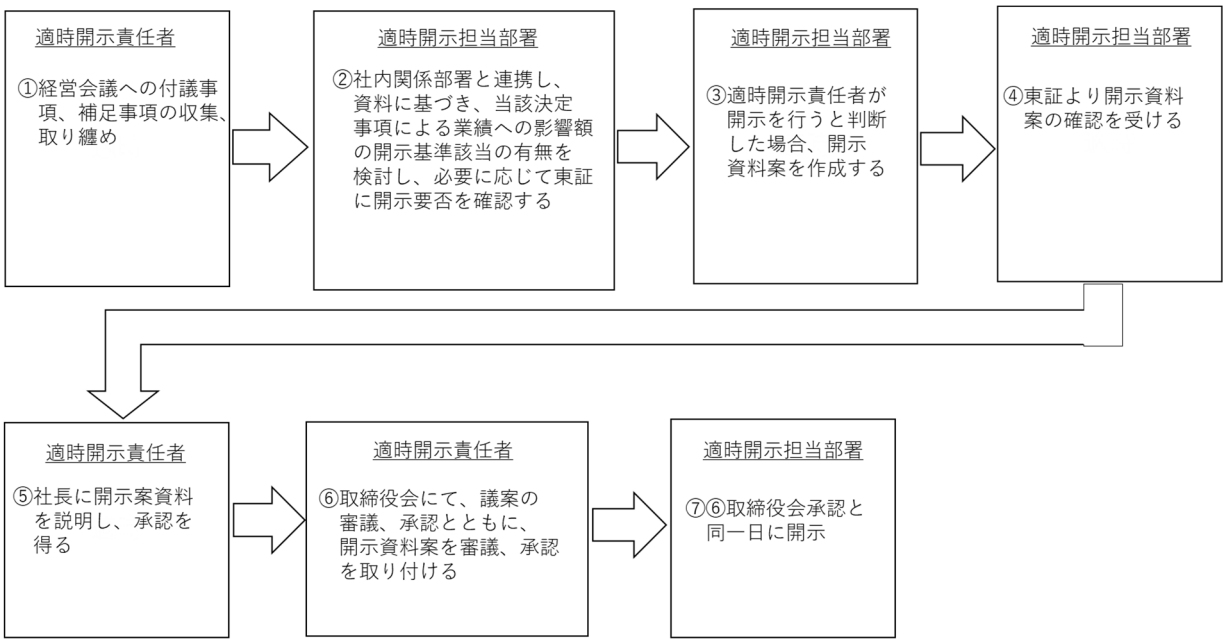

＜発生事実＞

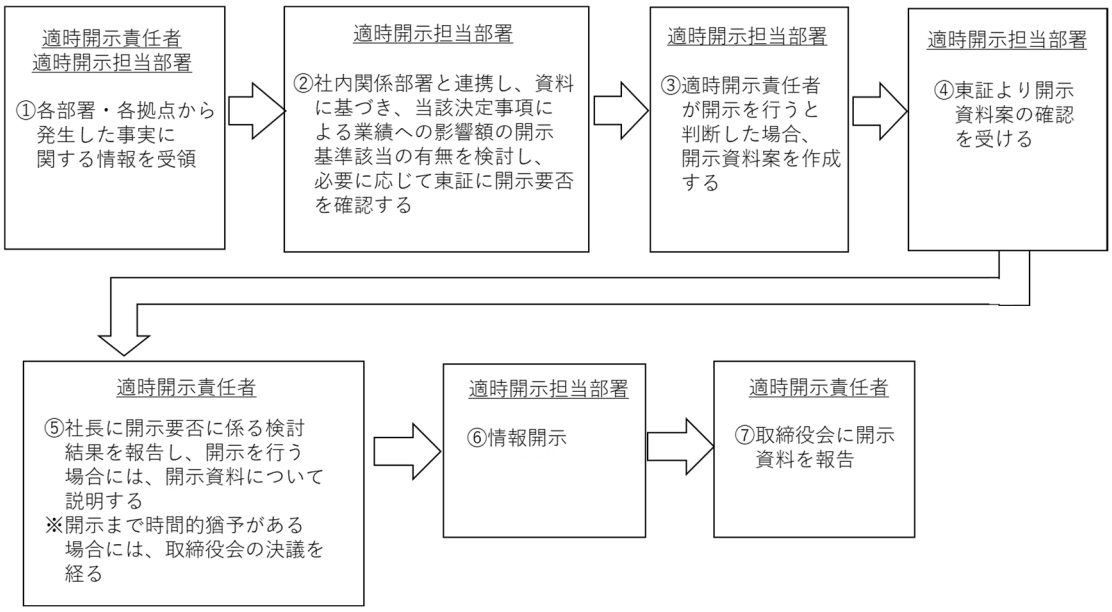
適時開示責任者
適時開示担当部署
①各部署・各拠点から発生した事実に関する情報を受領
適時開示担当部署
②社内関係部署と連携し、資料に基づき、当該決定事項による業績への影響額の開示基準該当の有無を検討し、必要に応じて東証に開示要否を確認する
適時開示担当部署
③適時開示責任者が開示を行うと判断した場合、開示資料案を作成する
適時開示担当部署
④東証より開示資料案の確認を受ける
適時開示責任者
⑤社長に開示要否に係る検討結果を報告し、開示を行う場合には、開示資料について説明する
※開示まで時間的猶予がある場合には、取締役会の決議を経る
適時開示担当部署
⑥情報開示
適時開示責任者
⑦取締役会に開示資料を報告

以上